

# 障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原（児童発達支援）

## 運 営 規 程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が設置する障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原（以下「事業所」という。）において実施する児童福祉法に基づく障害児通所支援の児童発達支援事業（以下「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

### （事業所の運営方針）

第2条 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、指定児童発達支援の運営方針を次のとおりとする。

#### （1）基本方針

利用者が住み慣れた地域社会において、生活が継続できるよう適切な支援を行い、個々の思い・考えを尊重し、それぞれのニーズに即した安心且つ安全な支援の提供を行う。

#### （2）自立支援

利用者の心身の状況に応じて、自立している機能低下を防止し、利用者等の考え方生活様式に関する好み等を尊重しながら、自分の能力を発揮できるよう支援を行う。

#### （3）日常生活の充実

利用者の心身の状況を踏まえ、一人ひとりが責任ある個人として自分の生き方を自分で考え、社会生活力を高められるよう適切な支援を行うことで、障害児の居宅における日常生活の充実を図る。

#### （4）家庭支援

利用者等との十分なコミュニケーションを通じ、その意向や家庭環境を踏まえた支援を行い、家庭介護の軽減と継続して居宅生活を送ることができるよう各種サービスの提供を行う。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原
- （2）所在地 千葉県船橋市藤原8丁目17番1号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所で勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、「船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(令和元年7月1日船橋市条例第9号)の定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名 (常勤兼務)

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成し、通所給付決定保護者（法第21条の5第5項に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。）及び障害児に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、6月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員又は保育士 1名 (常勤専従)

児童指導員又は保育士は児童発達支援計画に基づき利用者等に対し適切に指導等を行う。日常生活上の支援を行なうとともに、基本動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うものとする。

(4) 医師 1名 (非常勤)

利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 看護職員 1名 (常勤兼務)

看護職員は、主治医との連携を図り、障害児の保健衛生並びに看護業務を行う。

(6) 機能訓練担当職員 1名 (兼務)

機能訓練担当職員は、利用者の健康管理及び日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間：午前9時30分から午後1時30分までとする。

### (利用定員)

第6条 指定児童発達支援の利用定員は、多機能型事業所（放課後等デイサービス及び生活介護）として1日あたり5名とする。

(指定児童発達支援を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、重症心身障害児とする。

(指定児童発達支援の内容)

第8条 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援
- (2) 日常生活に関わる支援
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理

(利用者負担額の受領)

第9条 指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。
- 3 食事の提供に要する費用
- 4 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適當と認められるものの実費
- 5 第3項から第4項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
- 6 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援を受けたときは、当該指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援等に係る費用基準額から法第21条の5第3項の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の指定児童発達支援の実地地域は船橋市の全域とする。

- 2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(指定児童発達支援の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者は、他の利用者等が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- (2) 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- (3) その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、利用契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者等に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 現に指定児童発達支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への受診または連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な研修・訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、非常災害に関する訓練にあたって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情解決)

第15条 提供した指定児童発達支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定児童発達支援に関し、市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは児童発達支援事業の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等またはその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(勤務体制の確保)

第16条 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、毎月勤務表を作成する。

- 2 事業所は、事業所の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。
  - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 事業計画書に基づき実施

(秘密保持等)

第17条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、指示するとともにその他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等またはその家族の同意を得ておく。

(記録の整備)

第18条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(衛生管理等)

第19条 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行う。

- 2 事業所は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は利用者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ隨時開催する。
- 3 事業所は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して年2回、研修・訓練を行うものとする。

(虐待の防止)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な管理体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、虐待防止に関する責任者を設置し、虐待を防止するための対策を検討する委員会を開催する。また、職員に対し、虐待防止に関する研修を実施し、虐待の事実を防止する措置を講じるものとする。

(身体拘束の禁止)

第21条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化対応策に関する担当者を設置し、対策を検討するための委員会を開催する。また、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施し、適正化に向けた措置を講じるものとする。

(サービスの質の評価)

第22条 事業所は、概ね1年に1回以上、放課後等デイサービスガイドラインを踏まえて、提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行い、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 この規定及び「船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定める内容のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者間の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

平成25年	4月	1日	一部改正
平成29年	8月	22日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成30年	7月	1日	一部改正
令和 元年	12月	1日	一部改正
令和 4年	4月	1日	一部改正
令和 6年	3月	1日	一部改正
令和 7年	3月	1日	一部改正